

令和 8 年 7 月 23 日
障害者施策推進課

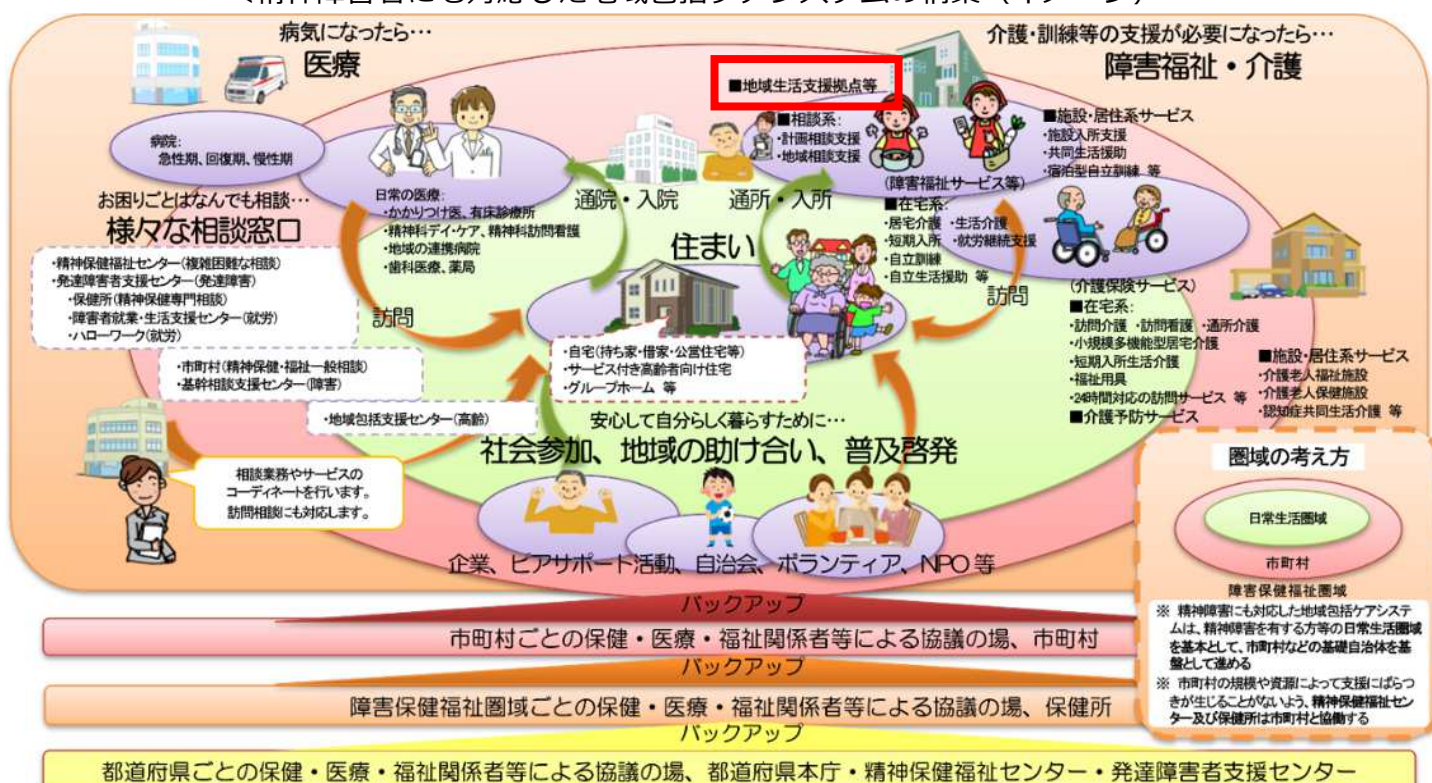
地域生活支援拠点の強化に向けた取組（報告）

1 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムのことを指している。

区では、令和元年度から、地域の障害保健福祉関係者等で構成する、練馬区障害者地域自立支援協議会の専門部会（地域包括ケアシステム・地域移行部会）を協議の場として位置づけ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めている。

＜精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）＞



※厚生労働省資料より抜粋

地域生活支援拠点は、障害者が希望した地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムを支える基盤として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成等の機能を担っている。

2 地域生活支援拠点の整備に向けた新規施設の概要

- (1) 場所
練馬区桜台 5 丁目
- (2) 運営事業者
特定非営利活動法人共生ネットワーク
- (3) 事業内容
グループホーム 定員：19名（通過型 5 室、滞在型14室）
短期入所 1 室
- (4) 地域生活支援拠点としての対応
 - ・ グループホームにおける、体験の機会、場の提供
 - ・ 短期入所における、緊急時の受け入れ、対応※ 計画相談については、今後開設予定
- (5) スケジュール
開設予定 令和 8 年 9 月 1 日